

【2】住所証明書類 - ⑥組合員証

意味:組合員証とは共済組合にて、共済組合員としての資格を取得した者に、所定の手続きを経て、交付する共済組合員証のことである。

氏名、住所(印字されている)、有効期限(失効まで三ヶ月以上)、印鑑の部分が鮮明な組合員証のコピーをご提出ください。組合員の住所が印字されているもの。

※鮮明とは、下記画像のように、写真や文字が、ぼけることなく、はっきりと見えること。

※ご住所など上記情報が手書き、またはテプラなど発行後に加工されている場合は不可となります。

